

競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 1 月 14 日

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
理事長 堀 場 厚

1 競争入札に付する事項

別紙 1 のとおり

2 仕様書の交付

入札への参加を検討される場合は、業務の仕様書を交付しますので、次項に規定する入札参加資格の確認の申請の前に必ず仕様書の確認をしてください。

(1) 交付方法

ア 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）又は、京都コンサートホールホームページからダウンロードしてください。

ただし、当該申請書等のダウンロードは、A 4 サイズの帳票として印刷し使用してください。

イ 京都コンサートホール事務所（以下「窓口」という。）で交付します。

(2) 交付期間

この公告の開始の日時から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

ア 窓口は、土曜日、日曜日、休日及び令和 8 年 1 月 19 日（月）の休館日を除く、各日午前 10 時から午後 5 時まで

イ ホームページからのダウンロードは、交付期間の終日まで（ただし、最終日は午後 5 時まで）

(3) 交付場所

ア ホームページ

（ア）当財団ホームページアドレス

<https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

（イ）京都コンサートホールホームページアドレス

<https://www.kyotoconcerthall.org/>

イ 窓口

京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 2 6（京都コンサートホール内）

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

事業管理部管理課（担当：大田原、前田）

TEL：075（711）2980 / FAX：075（711）2955

3 現場見学会

履行場所について、次のとおりに見学の機会を設けます。希望のある場合は必ず事前にお申込みください。

(1) 日程

令和 8 年 1 月 19 日（月）で当財団の指定する時間（所要時間約 30 分）。

(2) 受付

現場見学会は、この公告の開始日時から令和 8 年 1 月 16 日（金）の各日午前 10 時から午後 5 時まで受付けます。電話で窓口にお申込みください。

(3) その他注意事項

ア 写真撮影はできません。

イ 見学の際、仕様書の内容や契約手続き等に関する質問はできません。

4 質問及び回答

仕様書の内容や契約の手続きに関する質問を次のとおり受付けます。

(1) 期限

この公告の開始の日時から令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問書の様式等

A 4 サイズの文書（様式は問いません。）で提出してください。文書には、質問者の法人の名称を明記し、複数のページとなる場合は、ページ番号を付して全体をホチキス止めしてください。

また、質問が複数となる場合は、それぞれの質問項目ごとに番号を付してください。

(3) 質問書の提出方法

質問書は必ず窓口を持参又は書留郵便で提出してください。

持参の場合：各日午前 10 時から午後 5 時まで

書留郵便の場合：令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 5 時までに必着

口頭、電話、ファックスなど、他の手段による質問にはお答えできません。

(4) 回答

質問があった場合は、令和 8 年 1 月 26 日（月）から同年 1 月 28 日（水）の午後 5 時まで、すべての質問への回答を記載した文書を第 2 項第 3 号「ア」規定のホームページに掲載します。

5 入札参加資格

別紙 1「競争入札に付する事項」のとおり

6 入札参加資格の確認

入札への参加を希望する場合は、次のとおり書類を窓口に出し、資格審査を受けてください。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式 1）

イ 実績を証する書類

別紙 1「競争入札に付する事項」に掲げる資格を証するため、契約書の写し（契約書の写しの提出が不可能なときは、契約の相手方となった施設の長の記名・押印のある証明書で様式は問いません。）を提出してください。

ウ 会社概要（業務内容及び本店、事業所の所在地がわかるもので様式は問いません。）

(2) 提出方法

窓口まで前号の提出書類を持参又は書留郵便で提出してください。なお、提出後の書類の差し替え、訂正は不可とします。

(3) 提出期間

仕様書交付の開始の日時から令和8年1月30日（金）午後5時まで

持参の場合：同年1月19日（月）の休館日を除く、各日午前10時から午後5時まで

書留郵便の場合：令和8年1月30日（金）午後5時までに必着

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

資格の有無について審査した結果については、令和8年2月5日（木）午後4時以降に電話により通知します。この場合において、資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知します。

(5) 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、必要な資格を欠くこととなったとき、又は入札への参加を認めることが不適当であると特に当財団の理事長が認めるときは、資格を取消し、改めてその旨を通知します。

7 入札書の提出（応札）

入札者（入札参加資格を有する者）は、入札書（様式2）を使用して入札してください。

(1) 提出書類

入札書（積算内訳書等の添付書類を含む）

(2) 提出方法

窓口へ持参又は書留郵便で提出してください。なお、提出後の書類の差し替え、訂正は不可とします。

(3) 提出期間

令和8年2月6日（金）午前10時から令和8年2月12日（木）午後5時まで

持参の場合：各日午前10時から午後5時まで

書留郵便の場合：令和8年2月12日（木）午後5時までに必着

(4) 注意事項

ア 入札書の各欄には、必要事項を漏れなく記入してください。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することは出来ません。

ウ 代表者又は受任者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合は、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を当財団に提出してください。ただし、代表者又は受任者の記名押印がある入札書で入札する場合は、委任状の提出は必要としません。

エ 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

オ 入札書に、積算内訳書（様式は問いません。）を必ず添付してください。

8 入札執行（開札）

開札について、次のとおり行います。入札者の参加は不要とします。ただし、立合いを希望する場合は、1社につき1名まで入札を執行する会議室に入室できるものとしますので、開札日の前日午後5時までにその旨を窓口まで電話で申し出てください。申し出のない場合は立合いを認めません。

（1）日時

別紙1「競争入札に付する事項」のとおり

（2）場所

京都コンサートホール 会議室

9 入札結果の通知

入札結果については、後日速やかに通知します。

10 入札の無効

別に定めるもののほか、次に掲げる場合は、その者のした入札は、無効とします。

- （1）予定価格を超える額の入札があったとき。
- （2）入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- （3）入札者又はその代理人が、2通以上の入札をしたとき。
- （4）入札書に必要事項の記載漏れ（押印漏れを含む。）、訂正及び誤記があったとき。
- （5）積算内訳書に誤記があったとき、又は積算内訳書の合計金額と入札書に記載された入札金額とに相違があったとき。
- （6）委任状により代理人が入札を行う場合の入札書の押印が、提出された委任状に押印された代理人の印鑑と異なるとき。
- （7）提出書類への虚偽の記載、その他入札に際し不正の行為があったとき。
- （8）その他、入札に関する条件に違反したとき。

11 落札者の決定方法

- （1）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- （2）最低の価格で入札を行った者が2社以上あるときは、事務局による籤引きにより落札者を決定します。

12 その他

- （1）入札保証金及び契約保証金は免除します。
- （2）入札後には辞退できません。落札者となった者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、京都市の例により違約金を徴収します。

- (3) この調達、政府調達に関する協定の適用は受けないものとします。
- (4) 契約手続において、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 本件の契約書は、京都市の標準契約約款に準じ、2通を作成し、当財団及び落札者がそれぞれ1通を保有することとします。
- (6) 契約日は令和8年4月1日となります。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても落札者は、その費用を当財団に請求することとはできません。
- (7) 提出された資料は、返却いたしません。
- また、その作成及び提出にかかる費用は、入札参加者の負担とします。
- (8) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、当財団は落札決定を取消することができるものとします。
- (9) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同様。）、又は役務を調達してはいけません。
- (10) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件、又は役務を契約者に供給してはいけません。
- (11) 本項第9号及び第10号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件、又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達、その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件、又は役務の一部を調達する必要がある、あらかじめ文書による当財団の承諾を得た場合は適用しません。
- (12) 義務の履行の委託の禁止
- 契約者は、当財団の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはいけません。
- (13) 落札者が契約を締結しない場合において、第11項第1号の規定により落札者を決定していたときは、当該落札者の次に低い価格で有効な入札を行った者を落札者とし、第11項第2号の規定により落札者を決定していたときは、籤引により落札者とならなかった者を落札者とします。
- また、本項第8号の規定により落札決定を取消した場合も同様とします。
- (14) 本件入札の手続き及びこの契約に関しては、この入札公告に定めるもののほか、京都市の例によります。